

# 企業知財部の実情に迫るアンケートの結果報告

平成 18 年度パテント編集委員会 副委員長 吉延 彰広

## 1. はじめに

企業知財部の、特許事務所に対するニーズをつかむことができれば、さらに良いサービスを提供することができると思います。しかしながら、特許事務所からは、企業知財部の実情が見えそうでなかなか見えず、企業知財部のニーズをつかむことは簡単なことではありません。

そこで、本誌をご購読いただいている企業知財部の方々にアンケートをお願いし、企業知財部の実情に迫ることを試みました。

## 2. アンケートの実施概要

### (1) 対象者

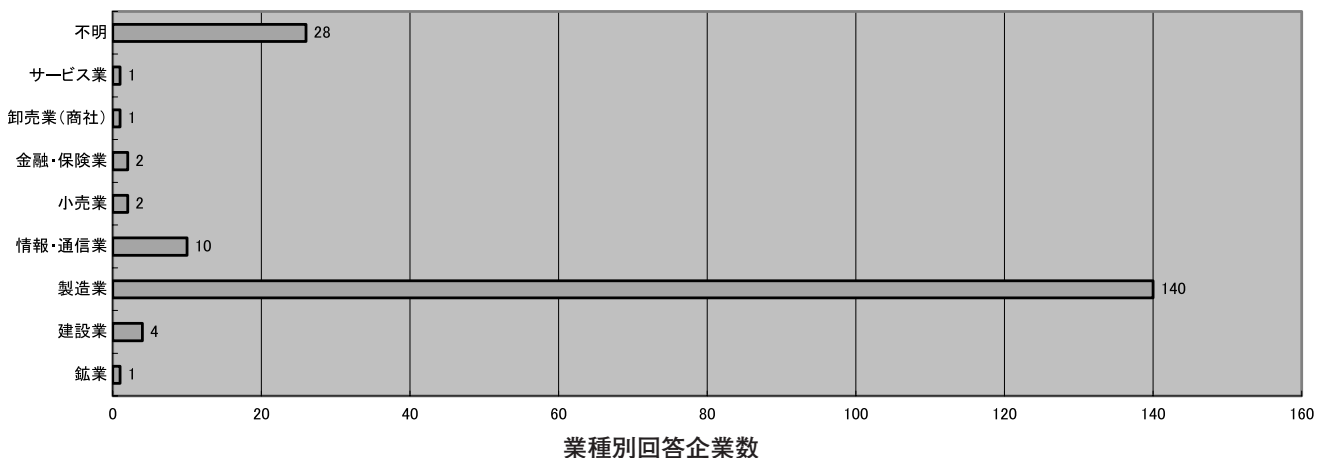
本誌をご購読いただいている企業の知的財産ご担当者様。

### (2) 実施方法

- ① ほとんどの質問を選択肢から回答を選ぶ（複数肢選択可）形式にしました。当てはまる選択肢がない場合やコメントがある場合には、別途記載していただくようにしました。
- ② アンケート用紙を 447 社に郵送し、無記名で回答していただきました。

### (3) 回答率

189 社からの回答をいただきました（回答率：42%）。



ご回答をいただいた企業の業種割合を下記のグラフに示します。

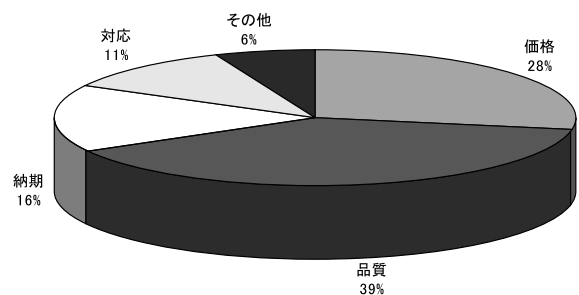
なお、アンケートのご回答に併せて従業員数規模も伺っておきました。従業員数規模で回答割合を集計すると、従業員数規模が 1,000 人以上である大企業の知的財産ご担当者様からのご回答が半数以上にのぼりました。

## 3. アンケートの質問と集計結果

### (1) 特許事務所について

Q1. 特許事務所に対して一番感じる不満点はどこですか？

A.



その他の回答には、“特になし”“満足している”という回答が含まれています。

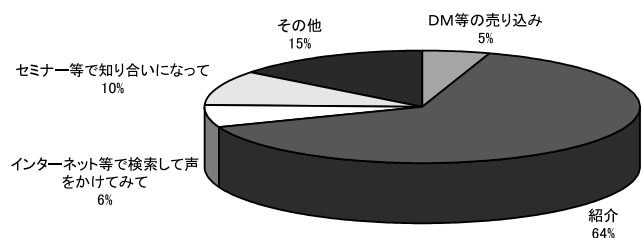
回答を分析すると、従業員数規模が 500 人未満の企業では価格に不満がある割合が高いのに対し、従業員数規模が大きくなるにつれ品質に不満がある割合が高

なくなっていました。

品質については、同じ事務所内でも担当者によってバラツキがあるという不満点が多かったです。

**Q2. 新たな特許事務所と付き合いようになったきっかけはなんですか？**

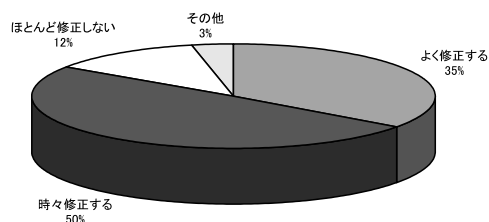
A.



その他の回答として“共同出願人が利用していた特許事務所”“従前から付き合いっていた事務所からの独立または移動”という回答が多かったです。

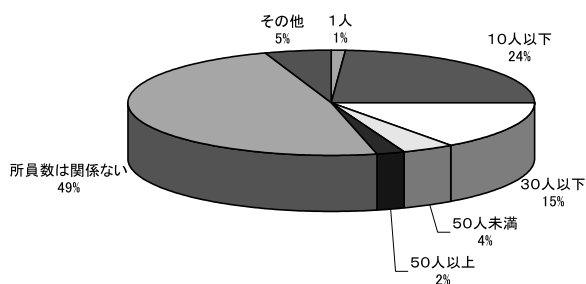
**Q3. 事務所が作成した請求項を修正することはありますか？**

A.



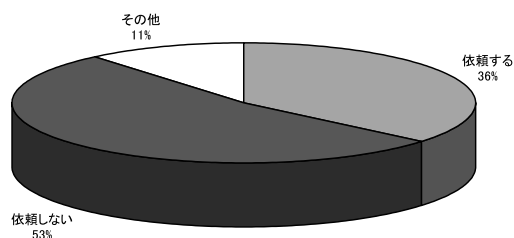
**Q4. 最も使いやすい事務所の規模は？ 所員数でお答え下さい。**

A.



**Q5. 新たな特許事務所と付き合い始める場合、弁理士一人の事務所に仕事を依頼しますか？**

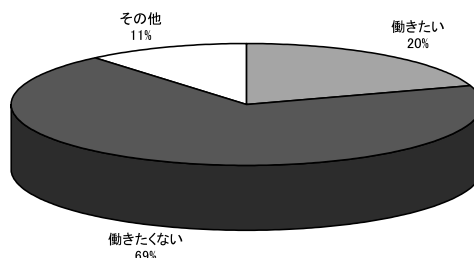
A.



依頼しない理由として、病気等で業務が滞ることが心配という理由が複数あげられていました。ただし、本人の実力次第で依頼するという回答も複数ありました。

**Q6. 退職されたら特許事務所で働きたいですか？**

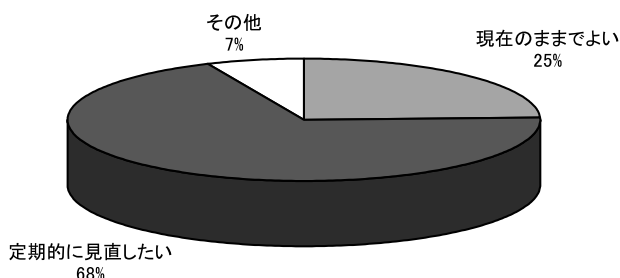
A.



明細書を毎日作成するのは大変、モチベーションを維持するのが困難…というコメントが付された回答があり、事務所の仕事も大変であると受け止められているようです。

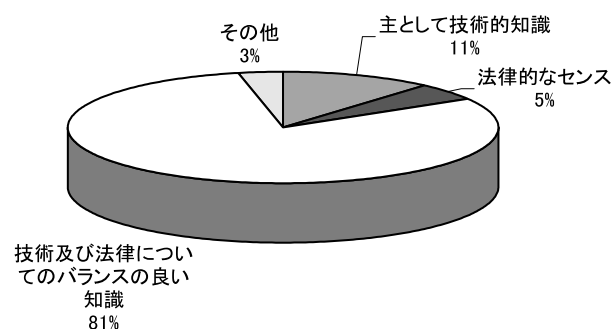
**Q7. 依頼先の事務所を今後見直したいと考えていますか？**

A.



**Q8. 弁理士に求めるスキルは？**

A.



**Q9. 特許事務所に期待する新規なサービスがあれば教えてください。**

A. 具体的に回答を書いていた結果，“先行技術調査”や“翻訳関係”のサービスの他，“幅広い知的財産のコンサルティング”や、知財の価値評価やライセンス先の発掘などの“特許活用支援”といったサービスがあげられていました。

その他の質問

「案文の修正をお願いすると特許事務所の対応はどうですか？」という質問に対しては、9割以上の事務所が快く修正してくれる。という結果が得られました。

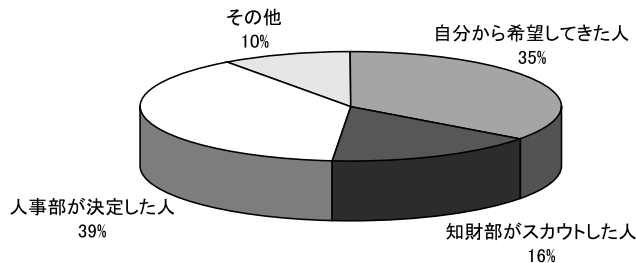
「若手弁理士に対して感じる不満は？」という質問では“出願の実務能力の不足”とした回答が一番多かった（5割弱）のに対して、「ベテラン弁理士に対して感じる不満は？」という質問では、一番多かった回答が“法律の改正についていっていない”と“クライアント側のニーズを汲み取ってくれない”とに二分されました（ともに3割弱）。また、“特にない（不満はない）”とした回答は、若手弁理士よりもベテラン弁理士に多く見られました。

「特許事務所は自社から地理的に近いほうが良いですか？」という質問では約7割が“なるべく近いほうが良い”という回答でした。

(2) 知的財産部の業務・あり方等について

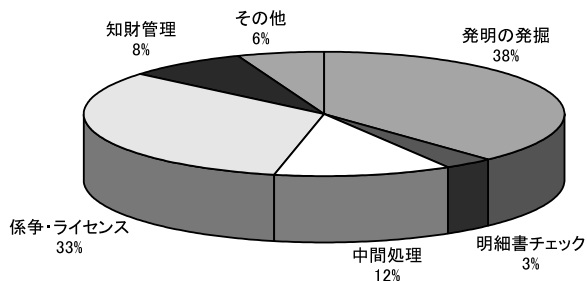
Q10. 最近知財部に配属される方はどんな方ですか？

A.



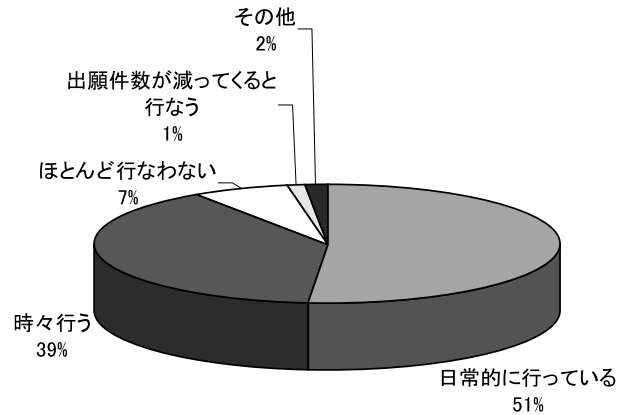
Q11. 一番苦勞される仕事はなんですか？

A.



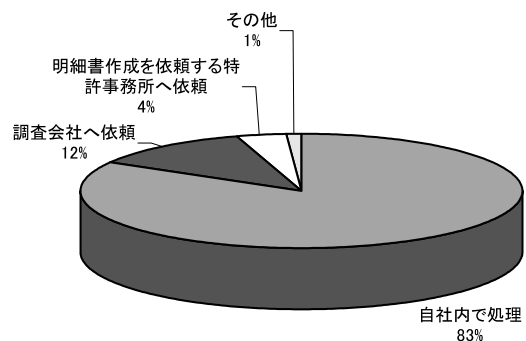
Q12. 発明の発掘は行っていますか？

A.



Q13. 先行技術調査はどのようにされていますか？

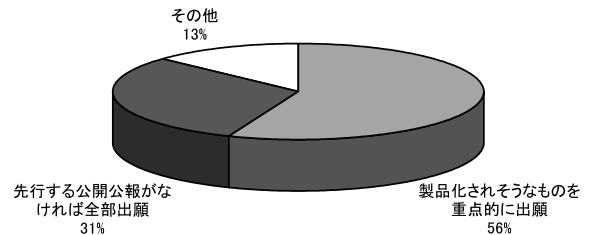
A.



“自社内で処理”と“調査会社へ依頼”とを使い分けている。という回答が複数ありました。

Q14. 社内での発明において出願する／しないの判定基準は？

A.



その他の回答として“独自の基準に従って判定する。”という回答が複数ありました。

その他の質問

「社内での発明保護をどのような形で図っていますか？」という質問では、“特許権のみ”という回答が4割，“特許権に加えてノウハウとして営業秘密化”という回答は6割弱でした。

「年間を通じて出願依頼件数は？」という質問では

“平均している”という回答が5割強，“決算月等に集中することがある”という回答が4割弱ありました。

「社内での知財勉強会の頻度はどの程度ですか？」という質問では，“1ヶ月に1回”“3ヶ月に1回”“半年に1回”“1年に1回”“不定期”というように様々な回答がありました。また、「社内での知財勉強会の内容はどのようなものが中心ですか？」という質問では“知財全般について”という回答が7割弱，“特許法について”という回答が2割弱，“明細書の書き方について”という回答が1割弱でした。さらに、「発明者に対する明細書作成についての教育を行っていますか？」という質問では，“行っている”という回答が半数であり，明細書の作成については教育していないが，発明提案書の作成については教育しているという回答も複数ありました。

「法改正が行なわれた場合，改正法の情報を入手する手段は何ですか？」という質問に対しては“特許庁あるいは知財協の説明会・研修会”という回答が8割でした。

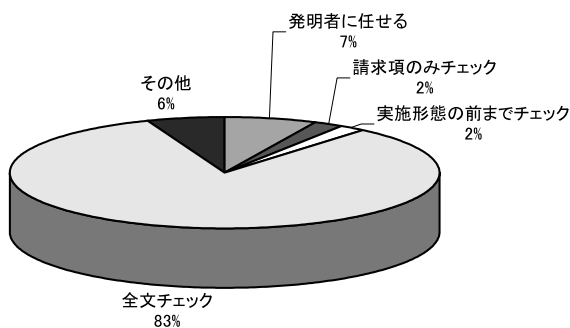
「職務発明規定の法改正に従って既に社内の職務発明規定を改訂されましたか？」という質問では“既に改訂した”という回答が7割強，“改訂する予定である”という回答が2割弱，“改訂する予定はない”という回答が1割弱でした。

「社内弁理士は必要だと思いますか？」という質問に対しては“いてもいなくてもよい”という回答が7割を超えているのに対して，必要とするという回答は2割を越える程度に留まりました。

### (3) 特許出願・実用新案登録出願について

**Q15. 明細書のチェックは原則としてどのようにしていますか？**

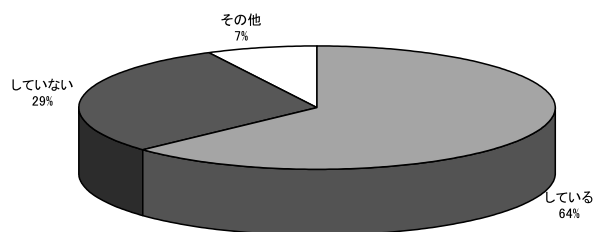
A.



発明の重要度に応じて，請求項のみのチェックと全文チェックを分けているところもあるようでした。

**Q16. 特許事務所の明細書の品質を評価していますか？**

A.

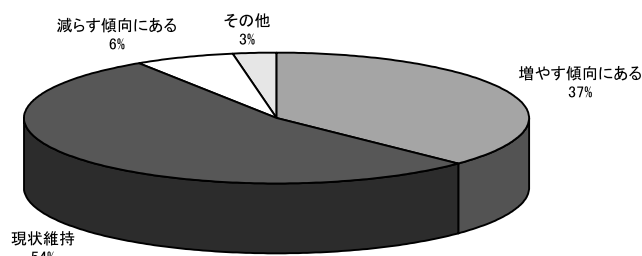


**Q17. 前問 Q16 で「している」と回答された方に伺います。特許事務所の明細書の品質の評価はどのような単位で行なわれていますか？**

A. “事務所単位に評価”が約3割，“事務所の担当者単位に評価”が約7割でした。

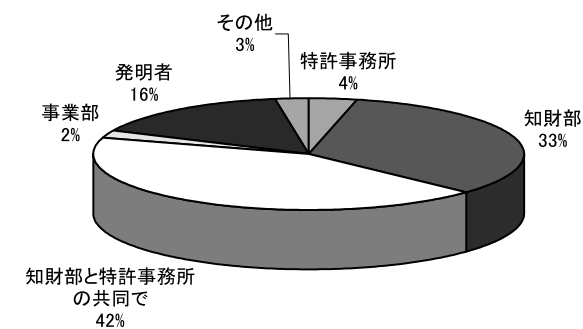
**Q18. 特許出願を今後増やす傾向にありますか？**

A.



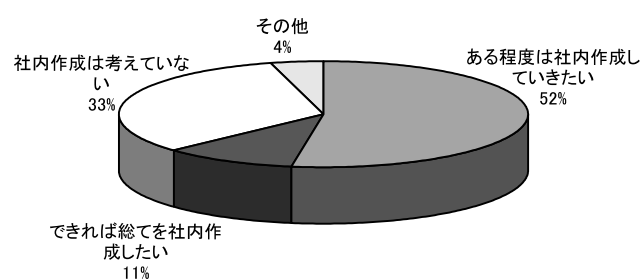
**Q19. 特許請求の範囲は原則，誰が主導になって起案すべきものと考えますか？**

A.



**Q20. 明細書の社内作成についてどのようにお考えですか？**

A.



Q21. 良い明細書とは具体的にどのような明細書だとお考えですか？

A. 具体的に回答を書いていた結果、大きく分類すると“特許として成立させやすい明細書”，“権利行使が行いやすい明細書”，“権利範囲が広い明細書”の3パターンに分かれました。

(4) 意匠・商標登録出願について

Q22. 商標登録出願は自社出願ですか？

A. 半数以上が特許事務所に依頼されていました。

Q23. 商標権の管理を行うのはどこですか？

A. 知財部が8割強，法務部と特許事務所がそれぞれ1割弱という結果でした。

Q24. 御社はブランド（商標）戦略を具体的にたてて商標登録出願や商標権の管理業務を行っていますか？

A. 行っているが4割弱，行っていないが6割という結果でした。

Q25. 意匠登録出願は自社出願ですか？

A. 半数以上が特許事務所に依頼されていました。

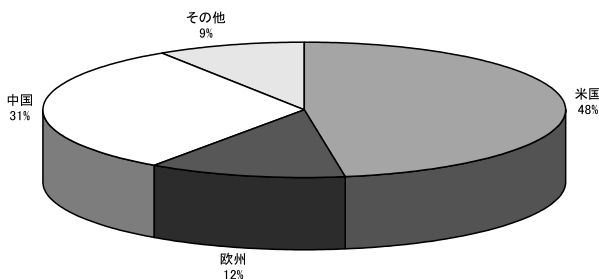
Q26. 御社はデザイン（意匠）戦略を具体的にたてて意匠登録出願を行っていますか？

A. 行っているが2割強，行っていないが7割強という結果であり，上記 Q24 の結果と比較すると，意匠戦略よりも商標戦略の方が行われているようです。

(5) 外国出願等の外国関係について

Q27. 日本以外で特許権を取得する場合に最も重要と感じている国や地域は？

A.

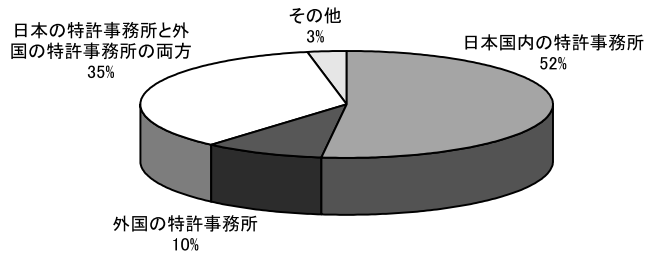


Q28. 海外の知財問題で最も情報が不足している国はどこですか？国名をお書き下さい。

A. “中国” “インド” “ブラジル” という回答が目立ちました。

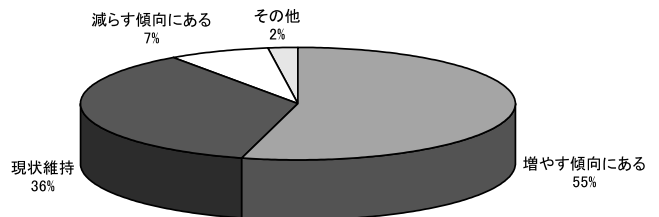
Q29. 外国出願をする際に国内／外国どちらの事務所を利用しますか？

A.



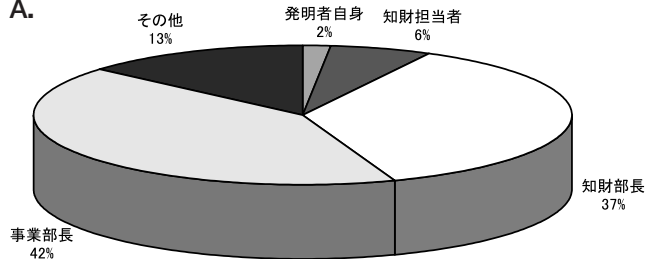
Q30. 外国出願を今後増やす傾向にありますか？

A.



Q31. 社内で外国出願の決定権は誰にありますか？

A.



その他の回答として“社長” “知財担当役員” “取締役会” という回答がありました。

Q32. 外国へ特許出願を行なう際に良く用いるルートは主として何ルートですか？

A. “PCTルート” という回答が6割に対して，“パリルート” という回答は3割強でした。

(6) 著作権・不正競争防止法について

「相談先はどこですか？」という質問を行いました。著作権，不正競争防止法ともにトップは弁護士であり，弁理士は弁護士にまだ追いついていないという結果でした。

(7) 侵害・訴訟について

Q33. 第三者の権利侵害をしている恐れがある商品の発売や審決取消訴訟提起の決定権は知財部にありますか？

A. 知財部に“ある”が3割弱であったのに対して“ない”は6割もありました。また、その他の回答として“知財部と事業部が協議して決定”，“知財部はリスクは説明するが最終決定は事業部”，“最終決定権は社長や担当役員”という回答がありました。

**Q34. 審決取消訴訟を弁理士単独に任せると不安ですか？**

A. “不安ではない”とする回答が8割近くにも上りました。

**Q35. 仮に、弁理士が侵害訴訟を単独で行うことができるようになったとしたら弁理士単独に任せますか？**

A. “任せる”という回答と“しばらく様子を見る”という回答を併せると半数を超える結果が得られました。

#### その他の質問

「他社から警告・訴訟提起をされる件数はどのくらいですか？」という質問と、反対に「他社へ警告・訴訟提起をする件数はどのくらいですか？」という質問に対してはいずれも“1～10件／年”という回答が7割以上と多かったです。

「他社へ警告をするときはどのようにされますか？」という質問では、今回のアンケートが大企業の知的財産ご担当者の回答がほとんどだったためか、“自社で行う”という回答が半数にも上りましたが、そのうちの7割（全体では35%）は“法律または特許事務所と打ち合わせを行ってから自社で行う”というものでした。なお“法律事務所へ依頼して行う”という回答は2割強であり、“特許事務所へ依頼して行う”という回答は2割弱でした。

#### 4. むすび

今回のアンケートは、今年のパテント誌2月号の特集のために行われたものであり、同2月号に掲載の予定で準備を進めていました。しかしながら、アンケートのご回答をいただくと、大企業の知的財産ご

担当者様からのご回答が半数以上にものぼり、中小企業の知的財産ご担当者様のご回答が圧倒的に少ないことに気付きました。そこで、中小企業の知的財産ご担当者様にも同様のアンケートをお願いすること等も検討してきましたが、これ以上アンケート結果の掲載が遅れることは好ましくないと考え、偏ったアンケート結果になっているかもしれませんが、本号にて掲載することにいたしました。アンケートにご回答いただきました方々をはじめとして、関係者の皆様には、掲載が遅れたことを深くお詫び申し上げます。

また、知財ご担当者様には50問以上もの質問にご回答していただきましたが、誌面の都合上、一部掲載を簡略化させていただきましたことを併せてお詫び申し上げます。

さて、ここでご紹介させていただきましたアンケート結果は、上述のことからして必ずしも万全なものではありませんが、この結果には、我々弁理士にとって耳の痛い話が含まれていると思います。しかしながら、そもそもこのアンケートは、企業知財部の方々が、弁理士あるいは特許事務所に対して常日頃感じていらっしゃるご不満を汲み上げようとする目的もあり、そのご不満を表すような選択肢を回答欄に予め用意しておきました。このアンケート結果を、我々弁理士への期待として受け止め、企業知財部のニーズを少しでもつかんで、サービスの向上につなげていただければと思います。それによって、最終的には企業知財部の方々にも喜んでいただけるものと思ひ、そうなることを願ひます。また、このアンケート結果は、企業知財部の方々によれば、少し違った視点によるアンケートの結果になっていると思いますが、他社の特許事務所に対する考え方等これまではなかった調査結果としてご参考になれば幸いです。

末筆ながら、ご多忙にもかかわらず本アンケートにご回答いただきました企業知財部の皆様には厚くお礼申し上げます。

(原稿受領 2007.8.10)